

## 知立市緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づき市民や事業者が行う優良な緑化事業に対し、予算の範囲内において交付する知立市緑化推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 緑化施設 植栽その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木等（樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年生のものをいう。）並びにこれらに付属して設けられる園路、土留その他の施設をいう。

(2) 緑化対象面積 都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1号並びに第2号イ、ロ及びホの緑化施設の面積の算出方法により算出した面積をいう。

(補助対象事業)

第3条 市長は、緑豊かな景観の創出、活用及び都市環境の改善を積極的に推進するため、市内にある敷地及び建築物（国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体であると市長が認める団体が管理するものを除く。以下「敷地等」という。）において別表第1に定める事業であって別表第2に定める基準を満たすもの（以下「補助対象事業」という。）を行う者に対し、補助金を交付することができる。ただし、緑化工法によるもの、緑化資材の営業を目的としたもの及び土地又は建物に定着していない移動可能なものを行う者については、補助金の交付対象としない。

2 補助金は、知立市が策定する緑の基本計画その他これに類するものに掲げる重点施策の推進に資すると認められる補助対象事業に対し、優先的に交付することができる。

- 3 補助金は、第5条の規定による申請の日以後に着手する補助対象事業であって、同日の属する年度の3月15日までに第9条の規定による報告が完了するものを交付対象とする。
- 4 補助対象事業により設置される緑化施設の管理者（以下この条及び第5条において「管理者」という。）と補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、同一の者でなければならない。ただし、申請者と管理者が異なる場合において、管理者と申請者の間で補助金の交付を受けて行う補助対象事業により設置する緑化施設の管理義務を管理者が負う旨の取り決めが文書によりなされているときは、この限りでない。
- 5 申請者が補助対象事業により設置される緑化施設の存する敷地等の所有者と異なる場合は、当該敷地等の所有者の承諾を得たうえで補助金の交付申請をしなければならない。
- 6 この要綱の規定により既に補助金の交付を受けた敷地等における補助対象事業又は知立市以外の団体等から補助金、助成金等の交付を受けて行う補助対象事業は、補助金の交付対象としない。
- 7 市税を滞納している者が行う補助対象事業は、補助金の交付対象としない。

（補助の内容）

第4条 補助金の額及び対象経費は、別表第1により算定した額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額をもって補助金の額とする。

- 2 同一の敷地等において別表第1緑化事業の欄に定める複数の事業を行う場合は、それぞれの事業ごとに算定した金額の合計金額をもって補助金の額とする。ただし、当該額が500万円を超える場合は、500万円とする。
- 3 前2項の規定により算定した補助金の額が10万円未満である場合は、補助金を交付しない。
- 4 別表第1に定める補助対象経費には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額は、含まないものとする。ただし、申請者が次に掲げる者である場合は、補助対象経費に消費税等の額を含めることができる。

(1) 個人事業者ではない個人

(2) 消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者とならない事業者

(3) 免税事業者

(4) 簡易課税事業者

(5) 消費税法別表第3に掲げる法人

(6) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額  
確定後の返還を選択する事業者

（補助金の交付申請）

第5条 申請者は、緑化推進事業補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類  
を添付して、補助対象事業を行おうとする年度の12月20日までに市長に提出  
しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第1-2）

(2) 補助対象事業に要する経費の見積書

(3) 補助対象事業実施場所の位置図

(4) 補助対象事業に係る図面（計画平面図、緑化工法のわかる図面（断面図等））

(5) 現況写真（補助対象事業の未着手がわかるもの）

(6) 市税の完納を証する書類

(7) 管理者が管理義務を行う旨の取決めを証する書類（管理者と申請者が異なる  
場合に限る。）

(8) 補助対象事業を実施する敷地等の所有者の承諾書（当該敷地等の所有者と申  
請者が異なる場合に限る。）

(9) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当  
と認めるときは緑化推進事業補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に  
通知するとともに、愛知県知事に対し、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交  
付金の交付申請をするものとする。

（事業計画の変更）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」

という。)は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに緑化推進事業補助金変更承認申請書(様式第3)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を得なければならない。この場合において、当該変更しようとする内容は、別表第2に定める基準を満たすものでなければならない。

- (1) 変更後の補助対象事業の内容を表す図面等
- (2) 変更後の補助対象事業に要する経費の見積書

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、緑化推進事業補助金変更承認通知書(様式第4)により補助事業者へ通知するものとする。ただし、補助金の額は、前条の規定により通知した額を限度とする。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、緑化推進事業補助金中止・廃止承認申請書(様式第5)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認した場合は、緑化推進事業補助金中止・廃止承認通知書(様式第6)により補助事業者へ通知する。

(事業実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了した場合は、完了の日から起算して30日を経過した日又は第5条の規定による申請の日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、緑化推進事業補助金完了報告書(様式第7)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第7-2)
- (2) 写真(補助対象事業の実施中及び完了後の状況がわかるもの)
- (3) 補助対象事業に要した経費に係る領収書の写し等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書の提出があった場合は、提出書類の審査を行うほか、必要に応じて現地調査及び補助対象事業の成果が交付決定の内容に適合するものであるか調査を行い、適正であると認めるときは、緑化推進事業補助金交付

額確定通知書（様式第 8）により補助事業者に通知するとともに、愛知県知事に報告するものとする。

（補助金の交付）

第 1 1 条 補助金は、前条の規定による通知を受けた補助事業者から緑化推進事業補助金請求書（様式第 9）が提出された後、速やかに交付するものとする。

（表示板の設置）

第 1 2 条 補助金の交付を受けた補助事業者（以下「受領者」という。）は、「あいち森と緑づくり税」を活用した交付事業により補助対象事業を実施した旨の表示板（様式第 1 0）を当該補助対象事業施工箇所に設置しなければならない。

（樹木等の管理）

第 1 3 条 受領者は、補助対象事業が完了した後においては、維持管理上やむを得ない場合を除き、善良な管理者の注意をもって現状を維持し、樹木等の健全な育成及び管理に努めなければならない。

（状況報告）

第 1 4 条 市長は、必要と認める場合は、受領者に対し、緑化推進事業補助対象緑化施設状況報告書（様式第 1 1）に次に掲げる書類を添付して、補助対象事業の状況を報告させることができる。

(1) 補助対象事業の場所の位置図

(2) 補助対象事業に係る図面（計画平面図、緑化工法のわかる図面（断面図等））

(3) 状況写真

（交付決定の取消し等）

第 1 5 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。この場合において、交付決定の全部又は一部を取り消すときは、市長は、当該補助事業者に対し、緑化推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第 1 2）により通知する。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 補助金の交付決定の条件に違反する行為があった場合

(3) 補助金の交付を受けて設置した緑化施設を故意に破壊し、又は緑化施設以外

の用途に転用した場合

- 2 市長は、受領者が補助金の交付を受けて設置した緑化施設を避けがたい事由により除却する場合は、交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第16条 受領者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものについては、市長の承認を得ずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間又はそれに準ずると認められる機関を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械、重要な器具その他の重要な財産であって市長が定めるもの

- 2 受領者が前条の規定による承認を得て同条に規定する財産を処分したことにより収入があった場合は、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

事業	対象規模	補助対象経費	補助金の額
屋上緑化	面積が 50 m <sup>2</sup> 以上のもの	屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化に係る工事費のうち、植栽、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材及び防根層を含む。）、かん水施設及び園路整備に要する費用並びに第12条の表示板設置に要する費用。ただし、植栽にあつては、植栽した個体の生育期間が概ね2年未満のものに係る費用は除く。	補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める算式により算出した額を限度とする。 (1) 屋上緑化又は壁面緑化の場合 それぞれの緑化事業について緑化対象面積（m <sup>2</sup> ）×3万円 (2) 空地緑化の場合 緑化対象面積（m <sup>2</sup> ）×1万5千円 (3) 駐車場緑化の場合 緑化対象面積（m <sup>2</sup> ）×2万円
壁面緑化			
空地緑化			
駐車場緑化			
生け垣設置	延長15m以上のもの	生け垣設置に要する費用及び第12条の表示板設置に要する費用	補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、生け垣の設置延長1mにつき5千円を乗じて得た額を限度とする。
樹林地整備	整備面積が50 m <sup>2</sup> 以上のもの	園路整備、柵、ベンチ、自然解説板、案内板に要する費用	補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、工事対象面積に1 m <sup>2</sup> あたり1万円を乗じて得た額を限度とする。

別表第2（第3条、第7条関係）

事業	基準	要件
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	要件の欄各号に定めるいずれかの要件を満たすこと。	(1) 道路から眺望できること。 (2) 不特定の人が立ち入って見ることができること。 (3) 管理者等の了承のもと必要に応じて立ち入って見ることができること。
生け垣設置	要件の欄に定めるすべての要件を満たすこと。	(1) 生け垣設置の接道（公道及び市長がこれに準ずると認める道路に接することをいう。）延長が生け垣設置の延長全体の50%以上であること。 (2) 樹木は、カイヅカイブキ、玉イブキ、ビャクシン類、うるし類及びとげ類以外

		<p>の種類で土地と生け垣に適したものと し、高さが宅地面から 90cm 以上である こと。</p> <p>(3) 延長 1 m 当たり 2 本以上植樹するこ と。</p> <p>(4) 植樹をする場所の盛土をブロック、レ ンガ、石等で囲む場合は、宅地面から 50cm 以下であること。</p>
樹林地整備	要件の欄各号に定めるい ずれかの要件を満たすこ と。	<p>(1) 不特定の人が立ち入って見ることが できること。</p> <p>(2) 管理者等の了承のもと必要に応じて 立ち入って見ることができると。</p> <p>(3) 時間を限って、不特定の人が立ち入っ て見ることができると。</p>